

宗教法人法の沿革

洗 建
(駒澤大学)

一 宗教法人法の制定まで (略史)

周知の通り、宗教法人法は民法第三四条の特別法という関係にあり、民法が宗教法人法の基礎法である。民法第三四条は

祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

と規定し、宗教団体が公益法人になりうることを示している。しかし、明治政府は、宗教団体がこの条文の規定によって財団法人または社団法人になることは、その特性から見て相応しくないものと考えたらしく、民法と同時に制定された民法施行法(旧)第二八条に

民法中法人ニ関スル規定ハ当分ノ内神社、寺院、祠宇及ヒ仏堂ニハ之ヲ適用セス

と規定し、宗教団体が民法によって法人になる道を閉ざした。ちなみに、祠宇とは教派神道の礼拝の施設のことであり、仏堂とは寺院の境内、境外にある地藏堂、観音堂などの仏教施設である。明治政府は、宗教団体に関しては、

民法によって法人格を賦与するのではなく、特別法を制定して、これによって法人化の道を開くという意図を、その当初から持っていたものようである。

事実、明治三二年には第一次宗教法案が、帝国議會に提出されたが、宗教界（特に仏教界）の意を受けた議会の強い反対にあつて、この法案は成立しなかつた。その後かなりの期間、政府は法案提出をあきらめていたかのようであるが、大正期に第一次大本事件があつたり、次第に思想統制を強めていく時代背景の中で、昭和二年に第二次宗教法案を提出する。しかし、これも宗教界の強い反対にあつて不成立となつたため、宗教の思想内容に触れない法律として、昭和四年には第一次宗教団体法案を提案し、昭和一〇年には宗教団体法草案が検討されたが、いずれも成立しなかつた。各法案の内容に関しては、時間の関係もあり省略する。この間の宗教行政は、もっぱら雑多な政府通達によつて行われていた。戦時体制が進み、国民精神の総動員が叫ばれる中で、昭和一四年によく宗教団体が成立し、これが我が国における宗教に関する最初の統一的法規となつた。国家神道体制はすでに成立していたので、神社は宗教ではないものとされ、この法律の対象外とされていたので、宗教団体全般の統一法規と呼ぶことには問題があるが、一応宗教団体の法律上の地位、法人格の基礎が明らかにされることになつた。

しかし、第二次大戦の敗戦後、GHQは昭和二〇年一〇月、いわゆる人権指令により、治安維持法、刑法の不敬罪規定など、国民の精神的自由を抑圧する諸法規の廃止を命じたが、その中に宗教団体法も弾圧法規としてその廃止命令が含まれていた。日本政府は、治安維持法などと違つて、宗教団体法を廃止すれば一八万にのぼる我が国の宗教団体の法人格の基礎が失われるとしてめづらしく抵抗したが、結局は昭和二〇年一二月、これを廃止してポツダム緊急勅令の形で宗教法人令を公布、施行し、昭和二六年の宗教法人法成立までの間、これによる宗教行政が行われた。宗教は国家がこれを管理、統制すべきものではないとして、文部省宗教課そのものも廃止されかつたが、

危機感を抱いた同課は宗教界に手を回し、GHQに宗教団体から同課の存続を請願させ、宗教そのものには関与せず、もっぱら法人事務のみを所管する官庁として、名称も宗教課から宗務課に変更して、かろうじて生き残ることになった。宗教法人法は、①宗教法人令が届け出制の自由設立であったため、営利団体が税の減免を狙って宗教法人を設立するなどの弊害があり、これに対する社会の批判が大きかったこと、②ポツダム勅令は占領の終了によって、その効力を失う可能性があったこと、③国会審議を経ていない宗教法人令は「法律によらざれば法人を設立できない」との民法の規定と整合性がないこと、④宗教界からは、占領終了後に官僚主導で恒久的法律を制定したのでは、再び統制的法律になるのではないかとの声が大きかったこと、などの理由で占領末期に制定された。

二 宗教法人法 of 精神

今回の宗教法人法「改正」を推し進めた人たちの間には、宗教団体法について、これは弾圧法規ではないとの意見がある。戦前、戦中の宗教弾圧は、あるいは刑法、あるいは治安維持法によって行われたのであって、宗教団体法によるものではなく、これを弾圧法規と見るのはGHQによる一方的な押しつけ解釈であるというのである。しかし、宗教弾圧とは何かということにもよるが、宗教団体法のもとで文部省は所管の宗教団体の思想を調査し、これに干渉し、自由を抑圧してきたことは歴史的事実である。日本の官庁が、自らの所管する団体を保護しようとする体質は、今も昔もあまり変わらないのであって、自ら認可し、所轄している宗教団体が、不敬罪などで特高警察に検挙されたり、世の指弾を受けたりすることの無いようにという動機であったのであろうが、文部省宗教局の調査官たちは、毎日宗教団体の教義、教典や開祖の遺文などを読み、国体の思想に反するものがないかどうかを調べ

ることが、その仕事であったのである。もちろん、国体の思想に反すると判断されたものについては、それが歴史的文書であっても、その改変、削除を強制したのである。その意図するところは、保護であったかも知れないが、結果的にはそれが宗教的自由に対する干渉、弾圧になっていたことは否定できない。

したがって、GHQが宗教団体を国民の自由を抑制する弾圧法規とみなし、これの廃止を命じたことには、正当な理由があったといわなければならない。このような歴史的経緯によって立法された宗教法人法は、民法の特別法という関係にあるには違いないが、その精神はむしろ信教の自由の保障、政教分離という憲法の原則に、直接基づいて立法されたものである。したがって、宗教法人法においては、法人設立に際して法人令の準則主義から認証制に移行したとはいっても、これは所轄庁が法人格を賦与するのではなく、宗教団体が法に基づいて法人格を「取得」するのであって、所轄庁にはその際に当該団体が法の規定を満たしているか否かを審査し、確認する権限が与えられているに過ぎないのである。法人法が法人成立の時期について、認証書の交付によって成立するのではなく、登記によって成立すると定めたのは、その間の事情を物語っている。今回の法改正に当たって、認証した所轄庁としての責任を果たす上で必要最低限の改正を行うものである旨が強調されたが、認証の責任とは当該団体が法の規定に合致しているか否かを適正に審査したかどうかということとどまるのであって、その法人がどのような活動をしているのかはもちろん、法人法を順守しているかどうかということとどまるのであって、これが、法人法には第七九条、第八〇条に所轄庁に認証以外の権限に関する規定があるには違いないが、これは立法当時の社会情勢を反映して紛れ込んだ例外規定というべく、全八九条から成る法文全体の基調からいえば、所轄庁の権限は原則として認証のみにとどめるといえるのが、法の精神であるといわなければならない。

宗教法人を所轄庁の管理のもとに置くことが法の目的ではない。憲法の信教の自由の保障によって、団体を結成

すること、宗教団体として宗教活動を行うこと自体については、何の届け出も、許可も必要なくこれを行うことができる、宗教団体の結成そのものは、国民の権利なのである。すでに宗教団体が社会的に存在している以上、これが法律行為を行う必要を生じた場合、当該団体の便宜を図るためにも、また社会的な取引の安全に資するためにも、法人格がある方が好ましいので、これに法律上の能力を与えるということが法人法の唯一の目的である。このように所轄庁が宗教法人を指導、監督することを否定している法の規定に対して、宗教法人法は「宗教性善説」に立つもので、宗教団体は悪事を働かないことを前提として何の規制も行わないザル法であるとか、宗教法人を野放しにしているとかの批判の声がある。しかし、法人法は「法人法による規制のない」ことを野放し状態とは考えていないといふべきである。宗教法人といえども、決して治外法権が与えられているわけではなく、刑法も民法も、その他の法律もすべて適用されるのであり、宗教法人の違法行為、犯罪行為はそれぞれの法の適用によって規制されるのであるから、一般市民が法によって規制されるのと同様であり、それで十分なのである。宗教法人であるがゆえに一般市民とは異なる特別な規制を加えたり、所轄庁の恣意的裁量で規制を加えることができるようにすることは、信教の自由の侵害そのものになりかねない。宗教法人のみに適用される法人法に「独自の規制規定」をおかないのは、このような考え方に立っているものと思われる。

三 民法と宗教法人法

このような宗教法人法の考え方を、民法との関係において考えてみると、確かに宗教法人法との民法との間には、その考え方に齟齬があり、整合性を欠くところがあり、その点ではかつての宗教団体法の方が民法と整合性を持つ

ているといえよう。民法、宗教団体法、宗教法人法をいくつかの項目について比較すると、次の表のようになる。

項目	民法	宗教団体法	宗教法人法
設立 規則変更 所轄庁の権限 解散命令	許可制 (三四条) 認可制 (三八条) 調査権、監督権 (六七条) 所轄庁 (七一条)	認可制 (二条) 認可制 (三条) 調査権、監督権 (一八条) 所轄庁 (一六条)	認証制 (一四条) 認証制 (二八条) 原則認証のみ 裁判所 (八一条)

設立に関しては、民法は所轄庁の裁量権を認める許可制、宗教団体法では認可制であるが、どのような宗教団体でも申請すれば認可されるわけではなかった。教派（教派神道）、宗派（仏教）、教団（キリスト教その他）、寺院（仏教）、教会（教派神道、仏教、キリスト教その他）という5種類の団体が法定されており、このうち寺院は法人であると法定され、それ以外の上記団体は認可により法人とすることができるものとされた。団体法に定義されていない宗教団体は、宗教結社として届け出ることになっていたが、届け出によって法人格が賦与されるのではなく、税制上の特典も与えられず、むしろ一定期間内に届け出ないものは処罰されることになっており、宗教結社から宗教団体への道が開かれたという意味もないわけではないが、むしろ無届けの宗教結社が勝手に宗教的活動をすることを規制するという取り締まりの意味合いの強い法律になっていた。明治憲法の信教の自由の規定にもかかわらず、国家が認めない宗教には活動させないという、明治当初からの宗教に対する公認主義はこの法律においても貫かれていた。いずれにせよ、所轄庁の強い統制のもとに置くという点では、民法と整合的であるといえる。これに対して、宗教法人法の認証制では、政教分離の原則に従って、所轄庁の裁量や介入を否定している。国家の法人に対す

る態度ということでは、宗教法人法は民法や宗教団体法と異なっているものと思われる。

規則変更に関しても、民法(社団法人の場合)や宗教団体法は認可制であるが、法人法は認証制である。法人に對する所轄庁の権限として、民法も団体法も調査権や一般的監督権を与えているが、法人法では所轄庁に事業の停止命令(七九条)や認証の取り消し(八〇条)などの例外的権限を与える規定があるとはいへ、そのための調査権も与えられていなかったのであり、一般的調査、監督、調停などの介入はこれを禁止する規定が数多くおかれている。法人の解散についても、民法と団体法では、所轄庁の認可取り消しによつて法人を解散させることができることになつてゐる。これに對して、法人法では所轄庁が裁判所に法人の解散を請求できることになつてゐるが、これは所轄庁に固有の権限ではなく、檢察官も、また一般の利害關係人も解放請求できることになつており、解散命令そのものはあくまで裁判所が法と証拠に基づいて、これを行うことになつてゐる。このような諸点から見れば、宗教法人法の諸規定における国家の法人に對する態度は、民法や団体法とは大きく異なつてゐるということが出来る。

このように宗教法人法は、その基礎法である民法との間で整合性を欠くところがあるといふべきなのであるが、しかし、すでに見てきたとおり、宗教法人法制定に至る歴史的経緯を考へるならば、一概に民法の諸規定と整合性を持たせるように法人法を、改正すべきであるとはいへない。民法や宗教団体法の諸規定にみられる国家の態度や行政の在り方は、宗教の思想や活動に国家の介入、抑圧を招くということが、歴史の教えるところであつたのである。そうしたことへの反省に立ち、現行憲法の精神に立脚して制定されたのが、宗教法人法であるといふことを考へれば、法人法と民法との間の不整合という問題は、むしろ民法の方に問題があるのではないかと考えられる。

民法が法人を営利法人と公益法人に分けたということ自体、非営利・非公益の社団に對して法人化の道を閉ざしている点で、欧米の民法と比較して問題であるといふことは、民法の大家、我妻先生の指摘するところであるが、

そもそも、公益、非公益を問わず、民間の社団が民間の資金で民間の意図による非営利目的の活動をしようとするとき、何故に法人格を与えることに抑制的でなければならないのか、法人格の賦与に極めて抑制的な民法の規定にはいかなる根拠があるのか、大いに疑問のあるところである。国民主権を定める現行憲法の問題からいえば、国民の活動の自由は尊重されるべきであり、民法法人の設立ももっと自由化されるべきではないのか。もちろん、非営利法人設立自由化の問題には、税との関係の問題はある。税法の規定が現行のまま、非営利社団の設立自由化を進めれば、税の減免を求めて営利団体が非営利法人を乱立させる危険があることは否定できないが、そこはたとえ非営利法人であっても営利活動を行う限り、これに伴う収益には営利法人と同等の課税をするなど、税法上の工夫をすれば解決できない問題ではない。

純粹に法人格の取得という観点に限っていえば、非営利の社団で法人となり得るものを公益目的のものに限定しなければならぬ合理的理由は考えられない。我が国の民法は、ドイツ民法を直訳に近い形で導入したものであるが、その当時のドイツも日本も主権者を君主とする君主制国家であったのであり、国民の自由な活動は好ましくないもの、国家にとって危険なものとする思想が、その規定の背景にあったのではないか。

任意の団体と違って法人になるということは、国家の体制に組み込まれるのであるから、それなりの規制があるのは当然であるなどと、今回の改正を進めた政治家などが主張し、法人になることが何か特別のことでもあるかのようにいうが、任意団体であっても国家体制の外にあるわけではないことは明らかなのであり、法人化ということの純粹な法律上の効果という点では、団体が法律上の権利能力を取得するということが以外にはないのであって、それ以上でも、それ以下でもない。本来は法人であるから任意団体よりも信用できる団体であるなどという意味があるものでもないはずである。しかし、現実には公益法人であるということが、信用できる団体という印象を与える

という、非法律的、社会的効果を生みだしている。そのような効果は、民法の規定する法人に対する国家の態度に由来するものと思われる。つまり、法人化の道が抑制されているために、容易に法人になることができない、逆に法人になることができた団体は国家がお墨付きを与えた団体である、信頼しても間違いない団体であるとの印象を社会的に生み出す結果となったものと思われる。もつと自由に法人設立が認められていれば、法人であるということだけで、信用できるという印象を持つことはないに違いない。本当に信頼できる団体であるか否かということ、その団体の活動実績などを見て、国民が自ら判断しなければならぬことになるであろう。それは国民にとって負担の大きいことのようにも見えるが、しかし、自由社会では本来そうであるべきなのではないか。

宗教法人法は、占領の末期にGHQと日本の官庁の合作で制定されたものであるが、GHQ側の担当者であったウッダードは、いかにもアメリカ人らしく「法律は、その適用を受ける者には意見を述べる資格がある」という考え方で、その草案の段階から日本の主立った宗教団体全部を回り、各条文について意見を聴取し、これを法案に反映させていったという経過がある。その意味では、この法律がGHQの一方的押しつけによって作られたというのは事実反するのであり、GHQと日本の官僚と、そして宗教界の合作であるという性格を持つものである。そこにはそれぞれの思想の違いがあり、妥協の結果から生じる不徹底さや、首尾一貫性を欠く点なども見られるが、しかし、日本の法律としては類例のない、官主導で制定されたものでなかったという貴重な意味も持っているのである。絶対に改正してはならないということではないが、その意味でも改正に当たっては慎重な配慮が求められるものと思われる。

四 法改正の動向

持ち時間が切れてしまったので、昭和三二年の改正答申と、今回の（平成七年）の改正点の異同については、表に示すに止める。結論のみをいえば、前回の答申も、今回の改正も、官僚の権限拡大を志向するもので、法の精神を歪曲するものであるといわなければならない。ことに今回は、オウム真理教の特異な犯罪事件を契機に、国民が感情的になり、冷静さを失っている中で、政治家の党利、党略の思惑が絡み、これに便乗する形で官僚の権限拡大が図られたことは、不幸なことであった。

項目	昭和三二年	平成七年
<p>所轄庁 報告義務 情報開示 調査権 審議会 その他</p>	<p>知事所轄の包括法人を大臣の所轄に移動する 財産処分のお知らせの届け出を義務づける なし 業務、事業に対する報告の請求権、調査権を所轄庁に与える 臨時委員、専門委員を置き、調査、研究をする ・ 宗教活動を定義する ・ 法人化できる団体の基準を作る ・ 設立取り消しができる期間を延長する ・ 事業停止命令の期間を無制限とする その他</p>	<p>2 都道府県以上にわたり礼拝の施設を有する法人は、大臣の所轄とする 備え付け帳簿類の報告を義務づける 信者その他の利害関係人に閲覧請求権を与える 七九、八〇、八一 条違反の疑いある場合、報告請求権を所轄庁に与える 定員を二〇名以内に増員し、宗教界以外の委員を増やす ――――</p>